HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1990年代におけるアメリカ高校教育改革とオレゴン教育法：平等性・差異性・公共性・責任性の4原理を中心に
Author(s)	小出, 達夫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 77, 199-224
Issue Date	1998-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29582
Type	departmental bulletin paper
File Information	77_P199-224.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

1990年代におけるアメリカ高校教育改革とオレゴン教育法

―― 平等性・差異性・公共性・責任性の4原理を中心に ――

小 出 達 夫

Oregon Educational Act for the 21st Century and the High School Reforms

Tatsuo KOIDE

本論は標題にある仮説としての高校改革4原理が，1990年代のアメリカ高校教育改革とくにオレゴン州における School-To-Work （あるいは School-To-Career ）を中心とする教育法制にどのように現象しているかを検討するものである。

このテーマと関連して，筆者はすでに「高校教育改革の可能性と現実性－差異性・平等性・公共性・責任性の改革原理を中心に」の中で，ポートランド市のルーズヴェルト高校を対象に学校レベルで4原理がいかに現れているかを検証し，4原理の有効性を論じた（北海道大学高等教育機能開発総合センター『生涯学習研究年報』第4号，1998・3）。

今回はこれらの改革の背景となっているオレゴン州の教育法（オレゴン21世紀教育法），ならびに必要な限りで連邦の教育法とくに School-To-Work Opportunities Act of 1994 を対象として，4原理がこれらの法制にどのように反映しているかを検討し，4原理がもつ具体的な内容とその意義についてより広い視角から明らかにする。

なお4原理の概括的な定義については上記論文で触れているので，ここではそれ以上の説明は避ける。必要があれば本論の中で付記したい。また前記論文と異なり，平等性の原理から検討するのは，この原理が法律上および政策上優先原理とされているからである。

第1章　平等性の原理

I　連邦の School-To-Work Opportunities Act と平等性の原理

本法律の制定は1994年である（同年5月にクリントン大統領署名，ＳＴＷＯ法と略す）。それに比べオレゴンにおける School-To-Work の関連法は，Oregon Educational Act for the 21st Century （1991）であり，ＳＴＷＯ法に先立つこと3年前に制定されている。したがってオレゴン教育法から検討すべきであるが，ここでは便宜上連邦法から検討を加える。

(1) アメリカの高校生と教育機会の現状

連邦議会はアメリカの高校生の就学状況について次の点を確認する（ STWO, Section 2 ）。ここに必要箇所だけを引用する。

Section 2. Findings.　Congress finds that-

(1) three-fourths of high school students in the United States enter the work force without baccalaureate degrees, and many do not possess the academic and entry-level occupational skills necessary to succeed in the changing United States workplace ;

(2) a substantial number of youths in the United States, especially disadvantaged students, students of diverse racial, ethnic, and cultural backgrounds, and students with disabilities, do not complete high school ;

(10) in 1992 approximately 3,400,000 individuals in the United States age 16 through 24 had not completed high school and were not currently enrolled in school, a number representing approximately 11 percent of all individuals in this age group, which indicates that these young persons are particularly unprepared for the demands of a 21st century workforce.

ここに本連邦法の制定の背景をなす状況判断が示されている。高校卒業生の4分の3は大学卒業資格なしに就業し，変貌するアメリカ経済・産業界で成功するのに必要な能力をもっていないこと，また高校を卒業できない生徒が相当数いること，1992年現在で16－24歳の青年のうち340万人（ほぼ11％）が高校に就学していないか卒業していないことが確認されている。そして，「これらの若い世代が21世紀に必要な労働力需要に無準備のまま放置されている」ことがまず確認される。

(2) ＳＴＷＯ法の制定目的と平等性

以上の状況判断から議会はこの法律の目的を次のように定める。高校改革に関連する部分だけを引用する。

Section 3. Purposes and Congressional Intent.

(a) Purposes The purposes of this Act are–

(7) to help all students attain high academic and occupational standards;

(11) to motivate all youths, including low-achieving youths, school dropouts, and youths with disabilities, to stay in or return to school or a classroom setting and strive to succeed, by providing enriched learning experiences and assistance in obtaining good jobs and continuing their education in postsecondary educational institutions ;（下線は筆者，以下同じ）

目的に関する記述は14項目の多岐にわたるが，ここで注目するのは上記にある“to help all students”，“to motivate all youths”という箇所である。単に「すべての生徒」を教育の対象にすえる，というのではない。「高度のアカデミックな教育と職業教育」の両方ともに「すべての生徒」に保証しようとしている。またドロップアウトや学習困難な生徒を含め「すべての若者」を高校に就学させ，豊かな学習体験を与え，「よい職業や高卒後教育機関での継続教育」を可能とするような「動機づけ」を保証しようとしている。「すべての生徒」が，切り捨てられることなく，高校での学習「主体」に据えられ，しかも「アカデミックな教育」と「職業教育」の両者を生徒全員に保証するというのである。

(3) ＳＴＷプログラムを「すべての生徒」に

School-To-Work（ＳＴＷと略す）の意図について連邦法は次のように言う。

Section 101. General Program Requirements.

A School-to-Work Opportunities program under this Act shall–

(5) provide all students with equal access to the full range of such program components (including both school-based and work-based learning components) and related activities, such as recruitment, enrollment, and placement activities, except that nothing in this Act shall be construed to provide any

individual with an entitlement to services under this Act.

ここにおいてもＳＴＷプログラムが「すべての生徒」を対象にしていることがわかる。

プログラム内容については，本セクションの(1)から(4)にわたり定められている。それを要約すると，①校内学習（school-based-learning）と校外学習（work-based-learning）との統合（integrate），普通教育（academic learning）と職業教育（occupational learning）との統合，中等教育とポスト中等教育との効果的な接続（effective linkages）などを実現するプログラムであり，②主要なキャリア専攻科目（career majors）の履修を提供し，③産業に必要なすべての局面（all aspects of industry）に関する理解と経験を提供するプログラムである。

本規定はこうした内容の一連のプログラムに「すべての生徒」が「ひとしく」参加できるようにするものである。“School-to-Work”プログラムが「すべての生徒」を対象にするというこの原則を本論文においては「平等原理」と呼称する。

Ⅱ　オレゴン21世紀教育法と「平等原理」

Oregon Educational Act for the 21st Century（1991 Oregon Revised Statutes, Chapter 329，“21世紀教育法”と略す）は1991年に制定され，その後1995年および1997年に修正され今日にいたっている。ここでは最新の97年修正法に依拠して説明する。

(1)　「学校システムの特質」と平等性

21世紀教育法には「平等原理」に関する条文が多くある。そこから重要な条文だけを紹介する。

ここではまず条文の329.025（Chapter 329, Section 025を表し，c.329, s.025と略記する場合もある）に規定している「学校システムの特質」（Characteristics of school system）から関連箇所を引用する。

329.025 Characteristics of school system.

The public school system shall have the following characteristics;

(1) Provides equal and open access and educational opportunities for all students in the state regardless of their linguistic background, culture, race, gender, capability or geographic location;

(2) Assumes that all students can learn and establish high specific skill and knowledge expectations and recognizes individual differences at all instructional levels;

公立学校の特質としてまずあげられるのが「平等原理」である。

(1)は「すべての生徒」に教育機会への「平等で開かれた参加の権利（アクセス）」を認める。しかも“regardless of capability”である。「能力上」も差別されないとするこの規定を理解するのに困難な点もあるが，注目してよい（後述）。

(2)は，「すべての生徒」が「学ぶ能力をもつ」ことを当然視し，これを本法の強力な仮説・前提としており，学校システムは彼らが「高度で特殊なスキルや知識」をもつことを期待し，かつ同時にすべての生徒の「個人的な差異」を承認する。(1)と(2)は「平等原理」を意味すると同時に「差異原理」を同時に内包している。

本セクションの第3項以下では，公立学校が供給すべき教育・学習内容および「学校システムの特質」の内容が指摘される。そのいくつかを例示すると，学校は，「読み，書き，問題解決，コミュニケーションの各スキル」を提供し，「学び，考え，論証し（reason），情報検索し，技術を使い，個人およびグループで効率的に仕事をする」機会を提供し，「数学，自然科学，歴史，

地理，経済，公民，英語に関する厳密にアカデミックな内容水準」を提供し，「立憲共和制，参加民主主義，多文化国家ならびに世界の中で，十分に活動できるだけのバックグラウンド」を提供し，「健康，体育，第２外国語，芸術などの教育」を提供し，「家族や市民のメンバーとしてだけでなく，仕事の世界においても成功する知識やスキル」を提供する。このような教育が「すべての生徒」に保証される，というのである。

(2) 21世紀教育法制定の趣旨と「平等原理」

条文の329.035には，本法の制定にあたり州議会が見いだした「結論，目的」が「宣言」されている。そのうちの「平等原理」に関する部分を紹介する。

329.035 Findings ; objectives. The Legislative Assembly declares that :

(1) The State of Oregon believes that all students can learn and should be held to rigorous academic content standards and expected to succeed.

(2) Access to a quality education must be provided for all of Oregon's youth regardless of linguistic backgroud, culture, race, gender, capability or geographic location.

(4) The specific objectives of this chapter and ORS329.905 to 329.975 are :

(b) In addition to a diploma, to establish the Certificates of Initial Mastery and Advanced Mastery as evidence of new high academic standards of performance for all students.

日本の法律では見なれないスタイルであるが，ここに州議会の意志が明確に宣言されている。まず「オレゴン州は，すべての生徒は学ぶことができる，と信じる」という簡潔な一文がある。しかも中途半端ではないアカデミックな水準が維持され，各人の成功が期待される。差別的取り扱いの禁止基準の中に“capability”が入っているのも連邦法と同様である。これは従来のトラッキングシステムを合理化してきた，“head-minded”な能力と“hand-minded”な能力の区別と差別を禁止した内容を含んでいると解される。

上記の(4)(b)ではっきりするが，高校では「すべての生徒」に，卒業証書以外にＣＩＭ（Certificate of Initial Mastery）とＣＡＭ（Certificate of Advanced Mastery）の資格が「新しい」能力証明として付与される。その全面的施行は2002年からであるが，すでにかなりの高校が導入している。ＣＩＭとＣＡＭの導入は，「進学」と「就職」に大別してきた従来のトラッキング・システムを廃止し（能力型の区別の廃止），将来のキャリア・コースの違いによる「差異の原理」の導入を意味する（後述）。そして生徒各個人にとって「進学」と「就職」の両方に有効なカリキュラムが創出されつつある。これは従来とはことなるまったく新しい平等原理である。

(3) 平等と差異の原理

「平等原理」は「すべての生徒に等しい扱いをする」ということを含む場合もあるが，それとイコールではない。とくに高校にあっては生徒各人の自己規定の特殊化が進む。そこには差異の原理が入らざるを得ない。むしろ「すべての生徒」を対象とする平等原理を徹底すればするほど差異の原理の導入は必至である。これは障害をもった生徒についてもいえる。あらゆる手段を利用しても通常の高校の活動についていけない生徒はいる。ここに“Alternative learning options”が必要になる。この措置をしないと「すべての生徒のために（“for all students”）」という原理はその実質を失う。平等原理はこうした事実・事態をも想定し，それに対応する条文を用意しないとならない。

329.025 Characteristics of school system.

(3) Provides special education, compensatory education, linguistically and culturally appropriate education and other specialized programs to all students who need those services;

ここには，特殊教育その他例示してあるサーヴィスを必要とする「すべての生徒」に，特殊なプログラムを提供するのが，公立学校の「特質」であるとされている。この基本原則を具体化する関連条文は，329.485や329.860に見られる。学区内において可能なオルターナティヴな措置をとったにもかかわらず学習できない場合は，他の学区において適切な学校を見いだすとか（329.485），通常の高校でＣＩＭ基準をクリアできない生徒には，Learning Centerなどのモデル校を州教育局が設置し，オルターナティヴな学習選択（learning options）の機会を保証することなどが規定されている（329.860）。

したがって，「すべての生徒」という平等原理は文字どおり高校にあっても「すべての生徒」が対象になる，ということを意味する。

Ⅲ　連邦およびオレゴン州のＳＴＷ法の執行過程と「平等原理」

(1)　アメリカ教育省・労働省は，1996年９月にＳＴＷＯ法の執行経過に関する報告書を連邦議会に提出した。

ここでは「すべての生徒」を対象とする平等原理が，この報告書の中でいかなる位置づけを得ているかを検証したい。

まず報告書の冒頭において，教育省長官Richard W. Rileyと労働省長官Robert B. Reichは連名で，「本報告書は，その遠大なゴールを達成するために我々がこの法律をいかに執行してきたかを示している。その中には，普遍的で高い質のスクール・トウ・ワークの変換システムを創出し，継続教育やハイスキル・ハイウエイジのキャリアをすべての生徒に準備する機会を増やしてきたことなどが含まれている」と述べている（傍点筆者）。ここからもわかるように“for all students”の原理は本法の執行にあたって第１の優先原理とされている。

ついで報告書はその要約“Executive Summary”の中で，８項目にわたる“Key School-To-Work System Elements”について触れている。その最初の要素として登場するのがこの平等原理である。そこには次のように書かれている：

School-to-Work opportunities are intended for all students;

ここからもＳＴＷシステムの政策が，一部の生徒ではなく全生徒を対象にした政策であり，従来の職業教育政策の単なる延長でもなく，また職業教育政策でもないことがわかる。　これ以外の７要素は以下の如くである；ＳＴＷの内容は学校カリキュラム全体をとおして実施される，ＳＴＷは生徒に「産業のすべての局面」“all aspects of an industry”にふれる調査機会を与える，ＳＴＷシステムの形成には経営者や労働組合が重要な役割をもつ，学習はいくつかの主要なキャリア領域で行われ，中等教育とポスト中等教育との接続や“work-based learning”を重視する，などである。

ついで「ＳＴＷＯ法の背景」の中に次の文章がある。「1994年のＳＴＷＯ法は，すべての生徒がハイレベルのアカデミックスキルと技術スキルの両方（“academic and technical skills”）を達成でき，未来の教育とキャリアを準備できる地域システムを創り出すためのナショナルフレイムを提供する。この法律をささえる基礎的前提は，すべての生徒（every student）が一大学進学者を含めーキャリアについて学ぶことから利益を得るということであり，なすことにより学び，

抽象的な内容を現実生活の状況に応用することをとおしてキャリアを追求するより良い準備ができる，ということである。」（傍点筆者）

これ以上の引用は避けるが，同じ趣旨の指摘は随所に見られる。本報告書において「すべての生徒」を対象とする平等原理がいかに重視されているかがわかるというものである。

(2) オレゴン州教育局と「平等原理」

オレゴン州教育局（Oregon Department of Education）は年3回の広報紙“Steps”を出している。そのVol. I, Issue 5（May 1995）が“School-to-Workを特集している。その第1ページに“School-to-Work: What's It All About?”を見出しとする記事があり，5項目にわたりSTWの“Key Concepts”が記されている。それを紹介する。

1. School-to-Work systems are for all students.
2. School-to-Work is for all ages.
3. School-to-Work systems are focused on academic and occupational skills.
4. School-to-Work systems have three essential components — work-based learning, school-based learning and connecting activities.
5. Partnerships are critical to the success of school-to-work systems.

ここにおいても平等原理がそのトップにあげられている。同時にこの広報紙においては，“School-to-Work for ALL Students”が標語になっており，平等原理がＳＴＷ政策においていかに重視されているかが理解できる。

第2章 差異性の原理と連邦・オレゴン教育法

第1章で部分的に触れたように，「すべての生徒」を，切り捨てることなく学習主体として高校教育に実質的に位置づける，という「平等原理」は，生徒各人の人格発達の「差異性」（diversity, differences）を前提とし，内に含んでいる。この「差異性」の原理がいかに法制度上定着しているかを，ここでは検証する。

Ⅰ 連邦教育法と差異性原理

差異性の原理は，ＳＴＷＯ法のセクション3および4に表現されている。少々長くなるが関連部分を引用する。

SECTION 3. Purposes and Congressional Intent

(a) Purposes–The puposes of this Act are–

(12) to expose students to a broad array of career opportunities and facilitate the selection of career majors based on individual interests, goals, strengths and abilities;

SECTION 4. Definitions.

(5) Carrer major–the term "career major" means a coherent sequence of cources or field of study that prepares a student for a first job and that–

(A) integrates academic and occupational learning, integrates school-based and work-based learning, establishes linkages between secondary school and postsecondary educational institutions;

(B) prepares the student for employment in a broad occupational cluster or industry secter;

(C) typically includes at least 2 years of secondary education and at least 1 or 2 years of postsecondary education

(F) may lead to further education and training, such as entry into a registered apprenticeship program, or may lead to admission to a 2- or 4-year college or university.

以上の引用から,「差異」の内容・基準が何かわかる。

セクション3は,連邦法の目的を定めたものであるが,その目的の1つとして「一連の広い職業機会を提供し」「生徒の個人的な関心,目標,力,能力に基づき,キャリアに関する専攻領域(career major)の選択を促進する」と定めている。このうちの“career major”が差異原理の内容をなす。“career major”を定義したのがセクション4である。それは「生徒にとって最初に就職する仕事を準備する学習領域であり,ひとつのまとまりのある一連のコースをいう」。

セクション4の(A)以降は,この“career major”コースの内容・特徴を説明している。要約すると,この各コースは,「アカデミックな学習と職業学習」,「校内学習(school-based-learning)と校外実習学習(work-based-learning)」を統合したものであり,中等学校とポスト中等学校との間の接続連携を確立し,「広い職業クラスターないし産業セクターにおける雇用」を準備するものであり,そのコースは少なくとも2年間の中等教育と1・2年間のポスト中等教育を含むもので,成人アプレンテイスシップや2ないし4年制のカレッジ・大学への進学などの継続教育訓練へと接続するものである。

ここにいう“school-based-learning”は以下のような特定の内容をもつ学習である(Section 102)。それは,職業に関する自覚の形成,職業探求,職業カウンセリングなどの実施(第7学年以前から実施),“career major”についての最初の選択(第11学年以前から実施),すべての生徒のために州がつくったアカデミックな内容基準を満たす学習プログラム,ポスト中等教育に入るのに必要な基準を満たす学習プログラム,アカデミックな学習と職業学習とを統合した教育プログラム,“all aspects of industry”にわたる教授を含む教育プログラム,などで構成される。

また“work-based-learning”は以下の内容をもつ(Section 103)。最低限必要な学習としては,仕事の体験(work experience),計画されたジョブ・トレイニング,仕事場でのメンタリング(従業員による個人的な指導・助言),仕事場で必要な一般的な能力(competencies;積極的態度,参加・共同スキル),“all aspects of industry”に関する広い教育,などであるが,これ以外に,job shadowing, on-the-job training, school-sponsored enterprise なども含まれる。

以上から分かるように,差異の基準は将来の“Career Major”であって,従来のようなトラッキング・システムではないことに注意する必要がある。

Ⅱ “オレゴン21世紀教育法”と差異原理

(1) 6つの広域キャリア・カテゴリー

オレゴン21世紀教育法のセクション075は,州教育局の責任と職務を規定している。その中に次の条文がある。

(g) Working with Educational and Workforce Policy Adviser and the Office of Community College Services to develop no fewer than six broad career indorcement areas of study;

ここにいう“no fewer than six broad career indorcement areas”が,先の連邦法の“career majors”に対応する。みられるように州法では6コース以上を予定しているが,その具体的内容については,上記2つの州機関と協議して教育局が基準をつくる。個別の高校でみると,すで

に多くの高校がこのコースを設置している。それは6コースであったり7コースであったりする。コースの名称も一定しないし，“career indorcement areas”の名前も，pathwayであったり，constellationであったりして多様である。

また21世紀教育法セクション855は，次のように定めている。

329.855 Development of comprehensive education and training programs for indorcements and degrees; career related studies.

(4) No fewer than six broad categories shall be identified, with additional categories added in future years.

(5) In addition to academic contents, the curriculum developed for indorcements, associate degrees and baccalaureate degrees shall ensure that every students has the option of a high quality career related course of study that provides the students with experiences in and understanding of future career choices. Career related studies shall include a structured series of real or simulated activities that in combination with rigorous academic studies shall simultaneously prepare students for future education, lifelong learning and employment.

ここでは差異の内容は，6以上の“broad career categories”となっている。将来追加のカテゴリーをも予想している。こうしたキャリア・カテゴリーに関する学習は，総合的な教育・訓練プログラム（comprehensive education and training program）の中に位置づいており，高卒時の資格証明（indorcement）や高卒後の高等教育機関の学位（associate degree, baccalaureate degree）と連動している。すべての学生は高い質のキャリア関連学習コースを選択する。この学習コースは，将来のキャリア選択に必要な理解や経験を生徒に与え，アカデミックな学習と結合したリアルな実習活動を含んでいる。

これらの実習活動を例示すると，(a) job shadowing; (b) workplace mentoring; (c) workplace simulations; (d) school-based enterprises; (e) structured work experiences; (f) cooperative work and study programs; (g) on-the-job training; (h) apprenticeship programs; (i) other school-to-work opportunities などとなる［329.855, (5)］。

(2) CAMについて

(1)でみてきた6つのキャリア・カテゴリーのコースは，高校3・4学年度のCAM（Certificate of Advanced Mastery）の資格を取るコースとして具体化する。後述するがこのCAMは高校1・2学年度のCIMの資格取得コースと対をなしている。

本法セクション035には，本法の意図する個別目的が列記されている。その第4項は高校に関連するものであるが，そこには次の定めがある。

(4) (b) In addition to a diploma, to establish the Certificates of Initial Mastery and Advanced Mastery as evidence of new academic standards of performance for all students;

(e) To establish partnerships among business, labor and the educational community in the development of standards for academic professional technical indorsements and provide work-related learning experiences necessary to achieve those standards.

つまり高校教育は，卒業証書の授与だけでなく，CIM（Certificate of Initial Mastery）とCAMのふたつの資格を授与する。両者とも全生徒を対象とする。そこではビジネスや労働界と教育界とのパートナーシップのもとで，“academic professional technical indorcement”の開発と，

“work-related learning experiences”が提供される。“professional”であること自体の中にすでに差異の原理が含まれている。

（注）“work-related learning”は生徒全員が参加するプログラムで，そこでは産業に関連した学習体験が与えられ，生徒に継続教育，未来の雇用，生涯学習などの準備を提供するものである［Section 329.007, (13)］。

ＣＡＭそれ自体の説明は，Section 475にある。それによるとＣＡＭは，「生徒をしてポスト中等教育におけるアカデミックな学業追求と専門技術キャリアの準備をするプログラム」で，各学校区ごとに作成し，すべての生徒が履修できるものとする。プログラムはwork-related learning experiencesと学習を結合し，厳密なアカデミック基準を満たす総合的教育内容を含むものである。プログラムは「できるだけ最高のアカデミック基準を満たし，質の高い一連のwork-related learningの経験を提供しなければならない」。ここで強調されているのは，ＣＡＭが専門分野の追求という差異・分化の側面と同時に，アカデミックな基準をも満たすというある意味で差異の統合・一般化の側面をもっている，という点である。差異原理の中に統合原理が含まれていることに注意する必要がある。

(3) ＣＡＭの具体化

オレゴン教育局の専門技術教育課（Office of Professional Technical Education）の文書“Certificate of Advanced Mastery”（1998・4）によると，ＣＡＭは，2004－5学年度においてオレゴンのすべての高校で実施される。他方高校1・2年を対象とするＣＩＭは2002－3学年度に全面実施される。また大学入試制度の改革プランのＰＡＳＳ（Proficiency-Based Admissions Standards System for the Oregon University System）はＣＡＭ同様2004－5学年度に全面実施となる。その結果2004－5学年度においてはＣＩＭ，ＣＡＭおよびＰＡＳＳが1直線上に並び，高校教育と大学入試・大学教育とが内容的に，またカリキュラム上も有機的に接続した21世紀の新制度が完成する。

ＣＡＭの6つのキャリア・コース（Endorsement areas of study）の基準についてはオレゴン教育庁が定めるとなっているが，この文書によると，オレゴン教育局が定めた基準は次の6つである。

Arts and Communications
Business and Management
Health Services
Human Resources
Industrial and Engineering Systems
Natural Resource Systems

(4) 差異と統合（ＣＩＭとＣＡＭの関連）

ＣＩＭについてはセクション465にその説明がある。それによると，ＣＩＭは，「読み，書き，問題を解決し，論証し，コミュニケートするスキル」，「学び，考え，情報を検索し，技術を使う能力」，「個人およびグループで活動できる」能力，などを生徒に保証するもので，「算数，科学，歴史，地理，経済，公民，英語，第2外国語，芸術など，厳密なアカデミック内容基準にもとづいて評価され」（content assesment），またwork sample, portfolio, presentationなどのperform-

ance-based assesment によって評価される。とくに第１０学年で実施される州の統一テストをクリアすることが要求される。ＣＩＭの資格取得は正式には1998－1999の学年度から始まる予定である。

第３章　オレゴン21世紀教育法と公共性原理

公共性の活動空間を規定する個別・普遍・媒介の３極について連邦法とオレゴン教育法はどのように規定しているだろうか。それがここでのテーマである。

Ⅰ　「個 別」の 極

この極は，高校という公共施設に通いその中で自己実現を図っていく生徒自身である。その生徒が法的に如何なる存在として，どの範囲の生徒がこの公共空間に登場するのか，などといった事項について法がどのように規定しているか，という問題である。

とはいえこのテーマについてはすでに第１章で論じ済みである。「すべての生徒」が実質的にこの極に登場する。かっては２割ないし３割のアカデミックコースに所属する生徒だけが高校教育での“主体”であったが，いまでは「すべての生徒」が実質的な主体としてこの極に登場することが予定されている。ＣＩＭ・ＣＡＭはその具体的な保証である。ＣＩＭをパスできない生徒に対しては従来より手厚い保証をうけるオルタナテイヴな教育施設が整備・準備されつつある。生徒「すべて」が実質的な主体としてこの極に登場するということは80年代のこの極の在り方に比べ大きな差異をなしている。

Ⅱ　「普 遍」の 極

この極の内容を最もよく表現しているのが高校教育に関する目的規定である。法に規定された教育目的（goals, purposes, objectives）は公立高校の教育を規定する一般的な規範，拘束的で強制的な規範を意味する。個別の極において「すべての生徒」を対象にした結果，公教育の目的自体にある変化を必要とし，そうした世論を背景として，最終的に立法府が確認した教育目的がここに現れている。その意味で法に規定された教育目的は「普遍」の極に位置づくし，個別の自己実現の規範的な内容を立法府自体が確認し表現したものといえる。以下では「普遍」の極の内容を教育目的規程をとおしてみていくことにする。

(1) 連邦法の規定

連邦のＳＴＷＯ法は，「すべての州がＳＴＷのシステムを州全体にわたって創出できるようにするためのフレームワークを連邦レベルでつくる」ことを目的とした法律である（Section 3, 目的および連邦議会の意図）。またこの法律は94年の“ゴール2000：アメリカ教育法”と“連邦スキル標準法”（The Goals 2000 : Educate America Act, the National Skill Standards Act of 1994）と対をなし，これらの３法が統合されて以下に掲げられているような目的が実現されることを予定している。

ＳＴＷＯ法が定めている立法目的は大きくいって二つに分かれる。ひとつは教育目的そのものに関するものである。他のひとつは，その教育目的を達するのに必要な条件に関するものである。以下ではこのうちの教育目的そのものに関する規定をほぼすべてにわたり紹介する（セクション３に記されているもの）。

Section 3. Purposes and Congressional Intent

(a) Purposes. –The purposes of this Act are–

(1) to establish a national framework within which all States can create statewide School-to-Work Opportunities system that–

(C) offer opportunities for all students to participate in a performance-based education and training program that will–

(ii) prepare the students for first jobs in high-skill, high-wage careers ; and

(iii) inclease their opportunities for further education, including education in a 4-year college or university;

(2) to facilitate the creation of a universal, high-quality school-to-work transition system that enables youth in the United States to identify and navigate paths to productive and progressively more rewarding roles in the workplace ;

(7) to help all students attain high academic and occupational standards ;

(8) to build on and advance a range of promising school-to-work activities, such as tech-prep education, career academies, school-to-apprenticeship program, cooperative education, youth apprenticeship, school-sponsord enterprises, business-education compacts, and promising strategies that assist school dropouts, that can be developed into programs funded under this Act ;

(9) to improve the knowledge and skills of youth by integrating academic and occupational learning, integrating school-based and work-based learning, and building effective linkages between secondary and postsecondary education ;

(11) to motivate all youths, including low-achieving youths, school dropouts, and youths with disabilities, to stay in or return to school or a classroom setting and strive to succeed, by providing enriched learning experiences and assistance in obtaining good jobs and continuing their education in postsecondary educational institutions;

(13) to inclease opportunities for minorities, women, and individuals with disabilities, by enabling individuals to prepare for careers that are not traditional for their race, gender, or disability ;

(14) to further the National Education Goals set forth in title I of the Goals 2000 : Educate America Act.

長い引用になったが，その要点だけを整理しておく。

①ＳＴＷＯシステムをとおして，すべての生徒に高度なレベルのアカデミックな教育と職業に関する専門教育を同時に保証する。

②高度のスキルと高い賃金を獲得できるキャリアを生徒が将来最初の仕事として選択できるように準備する。

③普遍性をもった高質のスクール・トウ・ワーク・システムを創出して，青年が将来生産的でかつ価値ある役割を仕事の場で果たせるようなキャリアコースを見いだせるようにする。

④普通科目と専門科目の学習を統合し，校内学習と校外の実習・体験学習を統合し，中等教育とポスト中等教育の間の結合・連携を効果的にすることによって青年の知識やスキルを改善する。

⑤豊かな学習経験を保証し，よい職業の獲得やポスト中等学校への継続を保証することにより，成績の低い生徒，ドロップアウトの生徒，学習困難な生徒を含む全生徒が高校に通いあるいは高

校に復帰できるようにする。

⑥マイノリテイや女性，障害者の学習機会をふやし，彼らが従来とは異なる新しいキャリアに進出できるように準備する。

⑦“ゴール2000”教育法にある連邦教育目標を一層推進する。

⑧以上のほか，上記引用の第８項にあるようなＳＴＷの各種の活動類型を増進・推進する。

ここに定めている目的の中には80年代には見られなかった新しいかつ挑戦的な目的がいくつもある。アカデミックな教育と職業専門教育の統合，校内学習と校外実習との結合，中等教育と高等教育の連携の強化，ハイスキル・ハイウエイジのキャリアコースを意図する進路指導，などを「すべての生徒」に提供するという目的は挑戦的で簡単に実現できるものではない。こうした目的自体に一般的拘束性をもたせることが法の意図である。しかるがゆえにこそこの目的規定は「普遍」の極をなす。それは「個別」の極の実現を保証する不可欠の普遍原理である。

(2) オレゴン教育法と教育目標

オレゴン21世紀教育法は，セクション 015 で教育目標（ Educational goals ）を定めている。この目標は二つの内容をもつ。一つは従来からの一般的な目標の復唱であり（第１項），もう一つはそれを本法に即してやや具体化した目標である（第２項）。それを以下に引用する。

329.015 Educational Goals.

(1) The Legislative Assenbly believes that education is a major civilizing influence on the development of a human, responsible and informed citizenry, able to adjust to and grow in a rapidly changing world. Students must be encouraged to learn of their heritage and their place in the global society. The Legislative Assenbly concludes that these goals are not inconsistent with the goals to be implemented under this chapter.

(2) The Legislative Assenbly believes that the goals of kindergarten through grade 12 education are :

(a) To demand academic excellence through a rigorous academic program that equips students with the information and skills necessary to pursue the future of their choice ;

(b) To provide an environment that motivates students to pursue serious scholarship and to have experience in applying knowledge and skills and demonstrating achievement ; and

(c) To provide students with lifelong academic skills that will prepare them for the ever-changing world.

第１項は，教育が急速に変化する社会に生き適応できる責任観の強い良識をもった市民や人類の発達に多大の影響力をもつことを認め，生徒をして過去からの遺産やグローバル社会における彼らの位置を学ぶことができるように励ますことが求められている。

類の発達に多大の影響力をもつことを認め，生徒をして過去からの遺産やグローバル社会における彼らの位置を学ぶことができるように励ますことが求められている。

第２項は，幼稚園から第12学年までの学校教育目標を一般的に定めている。アカデミック・エクセレンス，まじめで本格的な学問追求，生涯学習を見通した普通教育の重視などが一方で強調され，他方で生徒各自の将来選択に必要な情報・スキルの獲得や知識・スキルの実生活への応用能力・発表表現能力などが重視されていることがわかる。

このうち第２項は21世紀社会に向けての本法固有の教育目標が若干反映していると言ってよいが，とはいえ全体として80年代以来の目標の再確認といった傾向が強い。

これに比し次に示すセクション035，第4項においては，本法に固有の教育目標が宣言されている。それを以下に引用する。

329.035 Findings ; objectives. The Legislative Assembly declares that :

(4) The specific objectives of this chapter and ORS329.905 to 329.975 are :

(a) To achieve the highest standards of academic content and performance :

(b) In addition to a diploma, to establish the Certificates of Initial Mastery and Advanced Mastery as evidence of new high academic standards of performance for all students ;

(c) To establish alternative learning environments and services for students who experience difficulties in achieving state or local academic standards ;

(d) To establish early childhood programs and academic professional technical programs as part of a comprehensive educational system ; and

(e) To establish partnerships among business, labor and the educational community in the development of standards for academic professional technical indorsements and provide work-related learning experiences necessary to achieve those standards.

その要点を列記すると，アカデミックな科目内容の最高基準の達成(a)，卒業証明のほかに全学生を対象にしたＣＩＭとＣＡＭの資格の確立(b)，州および地方のアカデミック基準の達成困難な生徒に対するオルタナテイヴな学習環境・サービスの確立(c)，統合教育システムの一環としてacademic professional technical programs の確立(d)，academic professional technical indorsement に関する基準の開発と work-related learning experiences の提供(e)，などである。

これらの教育目標の特徴について多少触れておく。原文をみるとわかるように，教育活動が学習の「内容」（content）と「表現・行為能力」（performance）とに分けられ，かつ両者がアカデミックなものとして位置づいていること，このうちの後者のパフォーマンス能力のアカデミック基準として新たにＣＩＭとＣＡＭの資格の獲得が全生徒に課せられること，統合教育（comprehensive eduction）の構成要素に academic professional technical education が入っていること，そのために work-related learning experience が積極的に提供されること，これらのアカデミック基準をクリアできない生徒には別の方法による学習機会が提供されること，などである。

(3) 専門技術教育に関する教育目標（セクション905－975)

上述のセクション035において定めた教育目標のなかには，本法のセクション905から975にかけての条文（Literacy, Education and Professional Technical Job Training）の教育目標も含まれているが，とくにこの専門技術教育の目標に関してはセクション９１５でさらに具体的に定められているので，以下に引用しておく。この目標もすべての高校を拘束する。その意味で普遍の極の内容をなす。

329.915 Objectives of ORS329.905 to 329.975. The Legislative Assenbly intends that the specific objectives of ORS 329.905 to 329.975 include :

(1) Restructuring elementary and secondary schools in this state to teach a higher level of knowledge leading to more effective job skills to all students and to have students attain this knowledge earlier.

(2) Developing comprehensive, professional technical education programs for students that lead to industry certification and :

(a) Emphasize work-based learning experiences, including apprenticeships and youth apprenticeship

progarams ;
(c) Recognize and imprement standards approved by industry and establish new industry approved standards, equal to the highest international standards for achievement ;
(d) Provide an articulated education program carrying all students to their maximum potential and including appropriate support services for students and their families ;
(f) Produce the high level technical, personal and leadership skills needed by competitive businesses and industries.

初中等教育のリストラクチャリングの意図のひとつが高度のジョブ・スキルを「すべての生徒」に与える点にあること(1), 高卒後接続教育（articulation）が「すべての生徒」の最大限の可能性を引き出す点に向けられていること（2，d），専門技術教育（professional technical education）の基準が産業界や国際的にも有効なものであること（2，c），などが注目できる。

なお専門技術教育については別のオレゴン教育法・Chapter 344（Career and Professional Technical Education ; Rehabilitation ; Adult Literacy）において詳細な定めがある。ちなみに高校教育の目標に関する部分だけを紹介しておく。

344.055 Policy on professional technical education and employment training.
It shall be the policy on professional technical education and employment training in this state that :
(3) A comprehensive system of education and employment training should be developed. Secondary schools should provide an educational program which balances the educational skills of reading, writing, speaking, computation and reasoning ability, occupational skills including technical knowledge, manipulative and other skills required to perform job tasks and employment skills such as job seeking, work attitude, work adjustment and job-coping abilities.

以上の引用は中等教育に関する箇所だけであるが，これ以外に professional technical education は，コミュニテイカレッジ，ポスト中等教育の専門技術諸施設，アプレンテイスシップ・プログラムなどでも行われるが，中等教育においてはなかんずく，読み，書き，話す，コンピューター処理能力，論証能力などの“educational skill”以外に，技術知識や操作能力を含むところの“occupational skill”，さらに職業探索，作業態度，作業適応，問題処理の能力などの“その他の skill”により構成されていることがわかる。

Ⅲ 「媒介」の極

媒介の極は公共性の活動空間をなす。最近の著作でいうと花田達郎の「公共圏」（Sphäre der Öffentlichkeit）という用語に近いが，意味内容は異なる（『公共圏という名の社会空間』参照)。媒介の極は，個別と普遍の極の結合を通して個別の自己実現を図る，という課題をもつ。そのために媒介の極はそれにふさわしい組織を必要としかつ媒介機能をはたす。ここではオレゴン21世紀教育法をとおしてこの媒介の組織と機能を明らかにする。最初に媒介の極を規定する基本的な原理を紹介し，その後で組織と機能について言及する。

1 「媒介の極」の基本原理

この基本原理を法の条文から探すのには主観的な評価も入るが，とりあえず以下のような原理をあげることが可能である。

(1) 責任と参加

関連条文をあげる。

329.025 Characteristics of school system. It is the intent of the Legislative Assenbly to maintain a system of public elementary and secondary schools that allows students, parents, administrators, school district boards and the State Board of Education to be accountable for the development and improvement of the public school system.

ここに言う「親，教師，学校管理者，学区委員会，州教育委員会」はまさに「媒介の極」の担い手であるが，これら「媒介の極」は「公立学校システムの改善と発展に責任を負う」。ここには「責任」原則が「媒介の極」の属性であることが述べられている。そしてそのためにも，この公立学校システムは「生徒のすべての教育にわたり親とコニュニテイの参加（involvement）を強調する」[329.025(12)]。つまり参加の原則である。責任を果たすために参加し，参加することで責任を果たす，という相補的関係に両者はある。

(2) 教育システム・学校の再生（restructuring）

関連条文をあげる。

329.035(3) A restructured educational system is necessary to achieve the state's goals of the best educated citizens in the nation and the world.

州の教育目標の達成は「個別」と「普遍」の極の統一を意味するが，そのためには「教育システムの再生（restructured system）」が必要であることが強調されている。システムの「再生（restructuring）」は，オレゴン21世紀教育法の中では「媒介の極」の再編・改革のキーコンセプトをなしている。その内容は，ここにあげる「媒介」の諸原理によって構成される。

(3) 州の行政規則制定過程への代表参加

関連条文をあげる。

329.075 Statewide implementation ; rules ; duties of department ;–

(1) The State Board of Education shall adopt rules, ----. The rules shall be prepared in consultation with appropriate representatives from the education and business and labor communities.

(2) The Department of Education shall be responsible for coordinating research, planning and public discussion so that activities necessary to the implementation of this chapter can be achieved.

教育関係立法は州民の代表機関である州議会制定の Act や Law の外に，州教育委員会の定める規則（rules）がある。これに関係者の代表が参加することは民主主義のルール上不可欠である。上記の規定はこの点を明示している。一つは州教育委員会の規則制定過程への教育・ビジネス・労働界の代表参加であり，もう一つは委員会の執行組織である教育庁（Department of Education）に関連し，教育庁は本法の執行過程（個別と普遍の統一，媒介の過程）において公衆（publics）の論議をひきおこすことに責任を負うという原則である。いずれも媒介過程における社会参加を不可欠な条件としている。このことを言い換えれば，媒介過程は上からと下からのベクトルがはたらく双方向性をもった場であることを物語っている。各種立法機能を住民がコントロールするのは公共空間にあっては当然だからである。

(4) 州の行政規則を拒否ないし延期する請求権

関連規定をあげる。

329.077 Waiver or extension of timelines.

(1) A school district may submit a request to the State Board of Education for a waiver or an extension of any timeline or timelines for program implemetation in this chapter or chapter 693, Oregon Laws 1991.

後述するように州議会の決定に基づく教育改革プログラムは相当数にのぼる。これらプログラムの執行過程において学区はその適用を拒否ないし延期することを州教育委員会に申請する権利をもつ。これはこの後に述べる学区ないし学校単位の分権・自治の原則に由来するものと言えよう。しかしこうした拒否・延期は実際にはそれほど頻繁に起きていないという。年に数件あるかないかのようだ（筆者らによる98年9月実施のオレゴン教育庁ヒアリングによる)。とはいえ拒否・延期の請求権を認めること自体注目してよい。

(5) 学区の自己評価権と参加

関連条文をあげる。

329.095 School district self-evaluation; local district improvement plans; department's technical assistance.

(1) The State Board of Education shall require school districts and schools to conduct self-evaluations and update their local district improvement plans on a biennial basis. The self-evaluation process shall involve the public in the setting of local goals. The school districts shall ensure that representatives from the demographic groups of their school population are invited to participate in the development of local district improvement plans to achieve the goals.

(2) As part of setting local goals, school districts are encouraged to undertake a communications process that involves parents, students, teachers, school employees and community representatives to explain and discuss the local goals and their relationship to programs under this chapter.

これも学区・学校の分権・自治の原則である。行政・管理の過程は評価の過程と不可分である。媒介機能の中にはこの行政評価の要素が入る。この引用からわかるように，ここでは評価は基本的に学区・学校の自己評価であり，その過程に関係者の参加を保証している。とくにその学区・学校における教育目標の設定や見直し，学区の教育改善プログラムの制定や改革には，下からの媒介機能の担い手である「親，生徒，教師，学校被用者，コミュニテイ代表」の参加によるコミュニケーション・プロセスの形成が不可欠とされている。

(6) 教育目標の達成と親・コミュニテイの参加

関連条文をあげる。

329.125 Policy on parental and community participation.

The Legislative Assembly recognizes that students in public elementary and secondary schools can best reach the levels of performance expected under the provisions of this chapter with parental and community participation in the education process.

本法規定の教育目標を達成し，生徒のパフォーマンス・レベルを引き上げるための最善の措置は，教育過程への親・コミュニテイの参加であることを，州議会は確認している。教育への社会

的な諸要素の参加は，それ自体が目的ではなく，生徒の自己実現こそがその目的であり，条件であることがここに確認されている。媒介機能の目的は個別の自己実現にある。

(7) ボトムアップ式の学校再生（restructuring of schools）とアカウンタビリテイ

関連条文をあげる。

329.545 Policy for program. The Legislative Assembly finds that:

(2) Real and fundamental change in the structure of schools and education must emerge from the school site rather than be imposed externally or unilaterally and should be based on professional knowledge and a solid foundation of research;

(3) To encourage the restructuring of schools in Oregon, the state should establish a process to allow teachers, administrators and the public to modify or waive, or both, certain statutes, rules and local policies and agreements in order to promote greater flexibility in the way schools are organaized, managed and financed; and

(4) In exchange for such flexibility, teachers, administrators and the public should be held accountable to clear and measurable standards of students learning and other educational performance.

教育システムのリストラが教育改革のキーコンセプトになっていることは既述した。ここにはこのような学校と教育の構造改革は学校現場（from the school site）から起こるべきであって，外部から一方的に課せられるべきでないことが，明示されている。教育改革のトップダウン方式からボトムアップ方式への転換である。同時に注目すべきはこのような下からの改革を推進するために，州の法令・規則や地方の政策・協定書について教師や学校管理者，公衆はそれらを修正・拒否・延期できる余地を残している。学校改革・管理のフレキシビリテイの保証である。とはいえこうしたフレキシビリテイを保証するかわりに，学校関係者は学生の学習やその他の活動の基準を明確にし測定可能にする責任を負う。ここでの責任（be accountable）は字句どおり応答責任，説明責任であり，“be responsible”という意味での責任ではない。教育における分権が学校にまで降りており，そこでのフレキシビリテイと引き換えにアカウンタビリテイが強調されるという構図になっていることに注目したい。

2 「媒介の極」の機能と組織（機構）

「媒介の極」の内容と特徴は，その機能と組織（機構）の両面にわたる検討により明らかにされよう。ここでは関連するオレゴン州の教育法を素材として検討を加えるが，90年代のオレゴン州の教育改革については“オレゴン21世紀教育法”に集約的に現れているので，ここでの主たる検討対象はこの法律に限定する。

媒介の機能と組織を検討するにあたり，対象を教育改革プログラムにしぼり，各プログラムに現れる媒介の機能とそれに対応する組織・機構につき説明したい。媒介の機能と組織はこれらの各教育プログラム毎に集中的に表現されているからである。

オレゴン21世紀教育法にある主要なプログラムをあげると以下のものである。

(a) Early Childhood Improvement Program
(b) Child Development and Student-Parent Programs
(c) Oregon 21st Century Schools Program
(d) School Improvement and Professional Development Program

(e) Beginning Teacher Support Program
(f) Successful Schools Program
(g) Development of Comprehensive Education and Training Programs
(h) School-to-Work Transitions and Work Experience Program

小論は“スクール・トウ・ワーク”に関連する高校改革をテーマとして，そこでの公共性について問題としているので，ここでは(a), (b), (c), (f)については省略し，その他の4プログラムについてその機能（プログラムの目的）と組織（機構）の両面に分けて検討する。

(1) オレゴン21世紀学校プログラム（Oregon 21st Century Schools Program, ORS. 329. 537-605）

機能（プログラムの目的）：

このプログラムは(b)のプログラムと共に，本法律では“高いプライオリテイ”（a high priority）を付されている。「アメリカの社会とアメリカの学生が劇的に変化しているので，学校と学校教育（schools and schooling）は急速に変化する世界の中でその適応性・適切性と活力（relevance and vitality）を維持するため大きく変わらなければならない」とするのがこのプログラムの基本趣旨である。この趣旨から出てくるポリシーが，学校サイドからの教育システムの構造改革，現行の法令・規則の適用を拒否・延期できる学校管理（学校のリストラクチャリングにおける）のフレキシビリテイの保証，それに対する引き換えとしてのアカウンタビリテイの設定，などである。[329.545 Policy for program]

このポリシーから次の二つの目的（purposes）が出てくる。[329.555 Oregon 21st Century Schools Program established; purposes]

①「生徒の成績（achievement）を改善するために，学校機能の再編成を奨励し（encourage the restructuring of school operations），教師・学校管理者・他の学校被用者・地方市民との間の公式的関係の再編成（restructuring of formal relationships）を奨励すること」。

②「教育関係者，学区，地方市民を励まして生徒のパフォーマンスに対する期待や達成度についての測定可能なゴールを作り出すこと」。

具体的には，①からは学年・学期制，カリキュラム・卒業要件，教師・学校管理者の資格・配置・責任，適用される法令や協定，学区とコミュニテイカレッジ・4年制大学・ビジネス・他の諸施設との関係などに関して，これらの事項についてのリストラクチャリングをいかに図るか，という課題がでてくる。そしてこれらの事項について従来の在り方を修正し，新たなプログラムを“21世紀学校プログラム”として学校・学区単位で作ることが求められる。

②からは，生徒のドロップアウト率，地区・州・連邦の標準テスト，学習・教育の進歩を計るその他の評価，学校活動への親の参加の程度・種類，生徒の規律，生徒の学習期待，高卒後の進路の達成度，などの各指標についてその測定法とゴールを明らかにする，という課題がでてくる。これらもまた学校・学区ごとに作られる“21世紀学校プログラム”の中で具体化される。

組織（機構）

州議会で決定した以上のプログラムの目的（媒介の機能）を実現するためには，それに対応した適切な組織や機構が設置されなければならない。“21世紀学校プログラム”は州議会の提唱によるプログラムであり，州はプログラムに参加する学校・学区に対しては補助金を出す。またこ

のプログラムがすべての学校に強制されるわけではない。学校・学区単位でプログラムへの参加の可否は決められる。これは分権・自治の原理と整合する。以上を前提としてこのプログラムの実施過程において通常の行政機関・組織以外にどんな組織が設置されているかを見る。

① 21st Century Schools Council

“オレゴン21世紀学校プログラム”の補助金を州教育委員会へ申請し，認可されたプログラムを管理するために，各学区，各学校に“21世紀学校カウンシル”が設置される。また学区内の2校以上が申請単位になる場合は，各学校カウンシルは共同して②に述べる“学区計画委員会”（district planning committee）を設置する。[329.570(1)]

この21世紀学校カウンシルは学校に設置される。構成は，教師，親，教師以外の学校被用者（以上3者は各選出母体から選ばれる），校長ないしその代理者，その他にビジネス・リーダー，学生，コミュニテイ・メンバーを加えることも可能である（これらのメンバーは学校カウンシルが選出）。会議は公開。学区は学校カウンシルを援助するため対応する学区委員会（district site committee）を設置できる。

学校カウンシルの一般的な任務（duties）は，(a)学校スタフの専門性の開発プラン，(b)学校の教育プログラム（instructional program）の改善，(c)“オレゴン21世紀教育法”にある各種プログラムに関する学校実施プランの開発と調整，(d)学校教職員の専門開発の関する補助金の管理，などである。[329.704 Local 21st Century Schools Councils; duties; composition; selection; district site committees.]

② 学区計画委員会（District Planning Committee）

この委員会の構成は，学校管理者（Administrators：校長・副校長，学区教育長など），学区教育委員会メンバー（school boad member）のうち少なくとも一人，教員選出代表，住民代表3人以上（委員会で選出），である。その任務は①参照。[329.570 Application; district planning committee; eligibility]

なお school boad member は，学区教育委員会（“boad of directors of a school district”）の委員（director）であり，普通5－7人で構成され，学区住民ににより選出される。任期は4年。[オレゴン教育法 Chapter 332: Local Administration of Education 参照]

③ Oregon 21st Century Schools Advisory Committee

“21世紀学校プログラム”の補助金の申請は，学区教育委員会より州教育庁に出される。申請の認可は，直接教育庁がするのではなく，このアドヴァイザリー・コミッテイを通す。委員会は州教育委員会（State Boad of Education）により指名される。委員会は申請を審査し，認可候補を州教育委員会に推薦する。州教育委員会はこの推薦を尊重し，認可プログラムを決定する。[329.575, 329.595]

アドヴァイザリー・コミッテイのメンバーは，教員（最大15人），学校管理者，学区教育委員会委員，大学教育学部教員（Education school faculty），教員以外の学校被用者，生徒の親，ビジネス・労働界，その他である。このうち教員以外の各層からは1人とし，その中には少なくとも1人以上のマイノリテイが入る。[329.700]

(2) 「学校改革および専門性開発プログラム」（School Improvement and Professional Development Program: ORS. 329.675-745）

機能（プログラムの目的）

①プログラムの目的

本プログラムの目的は，以下の諸事項についてその実現を奨励（encourage）することにある。

(a) 個々の学校および学区における教育ゴールの開発（development of educational goals）
(b) 学校プログラムの評価および生徒の教育上の進歩に関する評価
(c) 教員の専門性の育成と教職キャリア機会（昇任の機会）の拡大
(d) 専門家としての地位にふさわしい責任と権威（responsibilities and authority）を教員に与えることができる職場の再生（restructuring）
(e) 教授法，カリキュラム，教材，学習評価などの専門的な実践に影響を与えるべく提案された諸方策の実行可能性を評価するパイロット・プログラムの開発・調整

などである。[329.690]

②「教育ゴール」の開発と達成

上記の(a)に言う「教育ゴール」は特別の意味をもつ。それは，“21世紀学校カウンシル”および学区コミュニテイによって作成され，学区教育委員会により採択された教育・学習活動のゴール（goals for educational performance）をいう。その意図するところは，ゴールを定めることにより学校とコミュニテイ間の責任（accountability）をより大きくし，学校の教育プログラムの有効性をより良く評価できるようにし，教員の専門能力の拡充を図る，という点にある。[329.675]

③二つの「責任」観念

セクション675と690を見ると，二つの「責任」観念があることに気づく。ひとつは“accountability”[675]であり，もう一つは“responsibility”[690]である。そしてセクション685の第4項をみると，この二つの用語が同時に使用されている。この項は21世紀学校カウンシルの設置目的を定めている。学校カウンシルの設置により，「学校をベースとする管理と教育進歩の評価という新しい動きを促進し，教師の新たな昇任の機会を拡張し，学校の職場をリストラし，教育関係者により大きな責任（responsibility）と，もう一方ではかれらの説明責任（accountability）を増やす」ことが求められている。より詳細な検討が必要であるが，ここでは両者の関係は，教育関係者の“responsibility”を拡張することにより，学校の社会に対する応答責任（accountability）を強めようとしていることがわかる。つまり前者を強調すると後者が縮小し，後者を強調すると前者が縮小するという対立関係としてとらえてはいないことがわかる。この点は注意してよい。

④教員の専門性の開発

教員の中の有資格者は，専門性の開発機会や職歴（キャリア）の“昇任”機会を受ける。具体的には，初任教員に対するメンター教師，教育実習生（student teacher）の指導・監督，大学の教育学部における院生ないし非常勤講師（adjunct faculty member），カリキュラム開発，21世紀学校カウンシルのメンバー，同僚教員の観察・援助プログラムへの参加，サバテイカル休暇の追加などの多様な機会が与えられる。このような機会を得るためには，教員は21世紀学校カウンシルに申請し，カウンシルによる選考を経る。これらに必要な経費は1年単位で支給され，また職務免除の時間や補償を得ることができる。

組織（機構）

この“学校改革”プログラムのために本来設置されたのが，学校・学区レベルでの“オレゴン21世紀学校カウンシル”と州レベルでの“オレゴン21世紀学校アドヴァイザリー・コミッテイ”

である。

①「21世紀学校カウンシル」（21st Century School Council）

このカウンシルの構成は既述したので，その一般的な任務を紹介する。[329.704]

(a) 学校スタッフの専門性育成の開発プランの作成

(b) 学校の教育プログラム（instructional program）の改善

(c) “オレゴン21世紀教育法”にある各種プログラムの学校における実施計画の開発と調整

(d) 学校教職員の専門性の開発に関する補助金の管理

②「オレゴン21世紀学校アドヴァイザリー・コミッテイ」

この諮問委員会は前述した“オレゴン21世紀学校プログラム”や，ここで紹介している“学校改革と専門性開発プログラム”および後述する“初任者教員援助プログラム”に関する州補助金の申請規則や認定規則および申請プログラムについての認可原案を州教育委員会に提案する権限をもつ。その構成については前述した。

(3) 「統合教育・訓練開発プログラム」（Development of Comprehensive Education and Training Program for Indorsements and degrees : ORS. 329.475, 850, 855, 885）

機能（プログラムの目的）

このプログラムにいう“Indorsements”は高校の第3・4学年のＣＡＭの各パスウエイ毎に取得する職業別資格証明であり，“Degrees”は2年制短大の準学士の学位（associate degree）と4年制大学の学位（baccalaureate degree）を意味する。ＣＡＭのプログラムについては，その基準と規則を州教育委員会が制定した後で，各学区はＣＡＭの資格を付与するプログラムを作成しなければならない [329.475]。しかもこのプログラムは，高卒後の就職・進学施設での継続教育プログラムと連動し，コミュニテイ・カレッジや専門技術学校や高等教育施設などのカリキュラムとの接続を予定している。また厳格なアカデミック科目の基準をも満たすと同時に，“work-related learning experiences”を提供する。そのためには地域の各種の教育諸資源（resourses）を調達しなければならない。以上のごとく，本プログラムは高校で完結するプログラムではなく，就職の場合も含めてその後の継続教育と接続したプログラムである。[329.475]

したがって本プログラムは，高校後半の2年間と2年制・4年制大学を通した2－6年間の“academic professional technical education”に関するプログラムである。この間の教育と訓練のカリキュラムの作成，各職業分野ごとに達成さるべき学習標準の作成，6つの広域キャリア・カテゴリーの確認，さらにはキャリア関連の各種学習活動（Job shadowing, Workplace mentoring, Workplace simulations, School based enterprizes, Structure work experiences, Cooperative work and study programs, On-the -job training, Apprenticeship programs, other school-to-work opportunities）などに関する課題解決が求められる。[329.855]

こうした課題への対応は学区委員会や州教育委員会だけでは不可能である。各行政レベルでの横の諸機関との協力・連携や行政諸機関各層のタテの協力・連携が不可避となる。

組織（機構）

①　“Education and Workforce Policy Advisor”の設置

この機関の前身は，1991年の Oregon Workforce Quality Act（Oregon Laws, Chapter667）により設置された Oregon Workforce Quality Council である。その構成は22人であり，そのうち15人

は以下の各層からの代表である。ビジネス代表（5），労働界・コミュニテイ組織（5），州議会（1），地方選出公務員（1），地方教育界代表（1），地方公立学校教員代表（1），職業学校関係者（1）。これらの代表以外は以下のような州政府機関から出る。知事，経済開発局長（Director of Economic Development Department），教育長（Superintendent of Public Instruction），人材資源局長（Director of the Department of Human Resources），労働産業局長（Commissioner of the Bureau of Labor and Industries），コミュニテイカレッジ・サービス局長（Commissioner for Community College Services），州高等教育局長（Chancellor of the State System of Higher Education）。[Oregon Revised Statutes, 1995 Edition, c. 329, s. 820, Note]

この機関と上述の法律は1997年に廃止され，それに代わる機関として，オレゴン21世紀教育法のChapter329, Section850により，上述の“Education and Workforce Policy Advisor”が設置された。[329.850]

この新しい機関の構成については関連条文が見いだせないので正確には言えないが，従来の機関とほぼ同様と思われる。同機関の任務は，州の教育庁，コミュニテイカレッジ・サービス局（Office of Community College Services），労働・産業局，経済開発庁，人材資源庁などと連携して，前述した「機能（目的）」に関連する政策・戦略を提案する。[329.850, 855]

とくに21世紀教育法により「すべての生徒」に，「大学，専門技術プログラム，アプレンテイスシップ，Work-based Training，STWプログラム」などに必要な成績を保証することが中心的な課題になっているだけに（329.850），これらの関連する州機関と教育庁との連携を強化し，その中心に“Education and Workforce Policy Advisor”を置いたことは，行政の割拠主義を廃し，教育と現実世界との交流を促進する意味でも重要である。

② “Regional Workforce Committee”の設置

中央での“Education and Workforce Policy Advisor”に対応する地方機関として“Regional Workforce Committee”が設置される。[329.920]

その任務・目的で中等教育に関連する事項をあげると以下のごとくである。

(1)より効果的なジョブ・スキルを獲得できるための知識をすべての生徒に教授できるように初等・中等学校をリストラする。

(2)職業資格を獲得できるところのcomprehensive, professional technical education programの開発。そのためには，work-based learning experiencesの実施，本プログラムの開発・実施へのビジネス・労働界の参加の推進，全生徒を最大可能な限り高卒後継続教育へ接続するプログラムの提供，その他の施策の実施。

Regional Workforce Committeeは，このような施策や目的を助成・促進する責任を負うのであって，直接の実施機関になるわけではない。[329.915]

(4) “School-to-Work Transitions and Work Experiences Program” [329.885]

機能（プログラムの目的）

STWのモデル・プログラムは学校と企業が連携し（in partnership），開発する。州はこの開発を奨励し援助することに責任をもつ。州教育庁は，そのためのファンドを用意し，学区や中等学校，コミュニテイカレッジに配分する。

以上のほか，関連企業がSTWプログラムを作成し，州より補助金を得ることができる。ここではビジネス（企業）が媒介機能を果たすことになる。企業の媒介機能については，企業が州の

補助金を得るために提示する次のような要件をみるとその具体的な内容がわかる。

(1) STW プログラムやインターンシップにおいて比較的少数の職業グループを特定したプログラムを作成（ヘルスケア，ビジネス，ハイテクなど）。

(2) 早い時期に将来のキャリアコースに対する学生の自覚を高め，モデル・プログラムへの参加を助長する。

(3) 21世紀教育法のゴールに向けて，ビジネス・学区・コミュニテイカレッジの連携を強化する。

(4) アカデミックスキルや自己確信を助長し，好奇心・忍耐・自尊心などとともに，仕事の場で成功する力をつける。

(5) ビジネス界で成功するのに必要な態度を強化する多様な経験を与える。

組織（機構）

このプログラムにおける媒介組織は企業である。教育の諸機能を企業が分担することで個別と普遍の媒介機能を企業がはたすことになる。この場合の企業は，個別企業であったり，企業の連合組織であったり，企業やコミュニテイカレッジ・行政機関のコンソーシアムであったり，文化諸施設・医療機関であったりする。ここにスクール・ビジネス・パートナーシップが生まれる。各学校はスクール・トウ・ワークの実施のためのビジネス・パートナーをもち，かつ両者間の調整をはかる coordinator をもつ。

小結

公共性の原理について媒介の極を中心に検討してきた。なぜなら媒介の極こそが公共性の活動空間であるからである。ここでは具体的な法の規定から媒介の極を規定する基本原理を抽出する試みをまず展開した。9点にわたり抽出したが，体系的な原理として整理するにいたっていない。この点は今後の課題としたい。

つぎに媒介の組織と機能について，法に規定している各種の教育計画に関するプログラムを通して検討した。この方が媒介の機能と組織をクリアに出せると考えたからである。

媒介の組織は個別と普遍の意味内容により当然に異なってくる。その組織は普遍の極と個別の極の両方から生み出される。

中央行政府（ government, department of education ）は普遍の極の最高の地位にある住民代表機関（個別の極により構成されている）から現れ，それに従属し，あくまでも媒介の極にとどまることを求められる。普遍の極に位置しようとする行政は自殺行為である。

これに比して地方公共団体レベルでの自治体（ public body ），自治体職員（ public officials ），学校（ public schools ），教師（ public servants ），住民（ publics ），親，ビジネス，労働などは個別の極に依拠する媒介組織である。これにはＮＰＯやＮＧＯなどの組織も重要な役割をはたす。

こうした政府機関や団体・組織・個人は媒介組織であると同時にそれ特有の機能を果たす。機能の役割の中心には個別の極の主体である生徒の自己実現が位置する。媒介機能は個別の自己実現を援助し支えることにあり，自己実現そのものではない。

以上のような枠組みで教育行政・管理さらにはより広い媒介組織（ビジネス，労働組織，文化諸組織， NPO その他）とその機能を特定の事例に即して検討することが今後の課題となる。

第4章 責任性の原理

この責任原理に二つの意味があることは述べた。“responsibility”と“accountability”である。この二つの概念の差異の検討が課題となる。またこの原理をとりあげるのは，責任原理が媒介組織の属性であるからである。この点の検討も必要である。以上二つのテーマを念頭におきながら，オレゴン21世紀教育法に見られるこれら二つの用語の使用の差異についてまず検討する。

(1) “accountability”の使用例

“accountability”または“be accountable for”の使用例のいくつかを示す。

(a) It is the intent of the Legislative Assembly to maintain a system of public elementary and secondary schools that allows students, parents, teachers, administrators, school district boards and the State Board of Education to be accountable for the development and improvement of the public school system. [329.025]

(b) In exchange for such flexibility, teachers, administrators, and the public should be held accountable to clear and measurable standards of student learning and other educational performance. [329.545, (4)]

(c) “Educational goals” means a set of goals for educational performance, ... to encourage greater accountability between schools and the community, ... [329.675, (2)]

(d) The state should encourage and assist local school district in their efforts to establish school goals through a process that involves educators and members of the community and to develop effective tools to measure progress against those goals that will increase the public accountability of educational programs. [329.685(2)]

ここの使用例は，“accountable”の本来の意味である「(ある行為について) 説明責任がある」「報告義務がある」という意味で使われている。

“何について”の説明責任かというと，「公立学校システムの発展と改善」「生徒の学習その他の教育活動についての測定標準の作成」「教育ゴールの進歩の過程」「教育プログラム」などがここでの事例である。いずれも生徒（個別）の自己実現の達成状況に関連する事項についての報告責任・義務である。

「だれが」その説明責任を負うのか。責任の主体が教師だけではないことに注意したい。事例の(a)では「生徒，親，教師，学校管理者，学区委員会，州教育委員会」があげられている。生徒を除くとすべてのメンバー・組織が「媒介の極」の担い手である。生徒の場合も生徒の代表組織など媒介組織をみずから形成することはあるし，それも当然といえる。それ以外に責任主体としてでてくるのは，“the public”である(b)。これは学区住民などの「公衆」であるが，むしろ(d)にいう“members of the community”に近い意味であり，住民を成員とする組織・団体・事業体・施設である。学校のパートナーとして登場する“the public”である。この場合説明責任の主体としての“public”と，説明の対象である“public”とをわける必要がある。

結論的には，説明責任の主体は媒介機能の担い手のすべてである。責任を負う内容は，個別の

極をなす生徒の自己実現の充足状況についてである。

(2) "responsibility" について

(a) The Department of Education shall be responsible for coordinating research, planning and public discussion so that activities necessary to the implementation of this chapter can be achieved. [329.075, (2)]

(b) The Department of Education shall be responsible for evaluating district proposals according to rules and criteria established by the State Boad of Education. [329.695, (3)]

(c) The Department of Education shall be responsible for the regular and ongoing evaluation of programs under ORS 329.790 to 329.820 and may contract for such evaluation. [329.820]

(d) The restructuring of the school workplace to provide teachers with responsibilities and authority commensurate with their status as professionals; [329.690, (1)(d)]

(e) The establishment of 21st Century Schools Councils for the school district and for individual schools is desirable to encourage new initiatives in school-based management and the assesment of educational progress, to provide new and expanded career oportunities for teachers and to facilitate efforts to restructure the school work place to provide educators with greater responsibility while increasing thier accountability. [329.685(4)]

これらの5事例は(a)～(c)の3つと，さいごの二つに分かれる。前3者は州教育庁の権限に関するものであり，後3者は教師・教育関係者の責任についてである。

まず後者から検討する。いずれも学校の再生を課題とし，学校に基礎をおく学校経営を推進するには，この課題の達成のために教師に専門家にふさわしい責任と権威を付与しなければならない，というのが趣旨である。専門家として生徒の自己実現を援助できる能力の形成とその使用において自主的に判断できる条件と活動空間を教師に与える，という意味での権利と義務の付与である。つまりこの責任には権利と義務が伴う。義務履行のための権利の付与といえる。学校のリストラのためには，説明責任（accountability）を果たし得る条件として，教師・教育関係者に自主的な判断領域を保証し（権利），同時にその結果についての説明義務を問う，という構図になっている。responsibility を前提としない accountability もないし，accountability を求められない responsibility もない，ということか。この場合の responsibility のベクトルは生徒にのみ向けられる。

つぎに前者の使用事例について検討する。これは州の教育行政機関（事務の執行機関）である教育庁の権限にかかわる。事務の執行機関であるという意味で，規則の制定機関である教育委員会とは異なる。「教育庁は本法の執行を推進する調整機関（coordinating agency）である」というのが教育庁の基本的な性格である [329.005(2)]。したがって行政機関ではあっても学区委員会のような学校管理機関とも異なる。そのような調整機関としての教育庁が負うべき責任についての定めである。ではどんな性格の責任原則か。責任を負うべき内容は「本法の執行に必要な諸活動が達成できるように，そのために調査を調整し，計画化し，公衆の討論をおこすこと」に責任

を負う。いずれも特徴的な点は「法の執行に責任を負う」ということであり，この責任は州議会への責任である。事例の(b)(c)はある活動の評価に関することであるが，(b)は州教育委員会の制定する規則に従うべきもので，これは州教育委員会への責任である。(c)は法律に規定するプログラムの絶えざる吟味・評価であり，これは州議会の立法活動に対する責任である。こう見てくると，媒介組織の中でも学校管理事務ではなく，行政を管理するという意味での行政管理機関の責任はその対象が立法府・意思形成機関（州議会，州教育委員会）に向けられていることに注意する必要がある。この点では教師に求められる責任とは異なる。

用語の使用法にこだわると，責任（responsibility）の内容と対象は媒介組織の担い手の違いにより異なり，責任の対象は媒介機能が接続する「個別」と「普遍」の二つの極に向けられることがわかる。媒介が「個別」と「普遍」の両者を統合する機能をもつことからいって，このことは当然であるが，この当然なことが法の条文上にも現れているといってよさそうである。

なおresponsibilityとaccountabilityの両者の関係については既述した（Ⅲ，2，(2)）。

さ い ご に

小論は，二つのテーマをもつ。

一つは，仮説としての高校改革の4原則の有効性が，アメリカのオレゴン州と連邦法において検証できるかどうかというテーマである。

第2のテーマは，公共性の3極が法律の条文から抽出できるかどうか，できるとしてそのそれぞれの内容は何かというテーマであった。

テーマ自体は単純であるが，関連する法が多数あり，しかも改正過程が激しいので検討対象の法を限定するのに苦労した。結局1997年度のオレゴン21世紀教育法と連邦のＳＴＷＯ法だけに限定せざるを得なかった。ＳＴＷを中心としたオレゴン90年代の高校改革を見るにはこれでそのアウトラインは追えると考えたからである。

二つのテーマについてはほぼ仮説を検証できたと思う。とはいえ責任原理と「媒介の極」についてはなお正確な実証が必要である。また法の執行過程分析は独自のテーマとして必要となる。これについては別稿に委ねる。

小論は研究ノートという色彩が強い。とはいえ法の条文を対象とするこの作業は最低限必要であるので不十分ではあるが一応のまとめとしたい。(1998，10，10)